

2024年5月2日
No.2024-004

わが国の金融教育はどうあるべきか

—海外主要国の取り組みから得られる示唆—

調査部 主任研究員 野村拓也

《要 点》

- ◆ わが国政府は、「資産所得倍増プラン」（2022年11月公表）に金融経済教育推進機構（機構）の設立のほか、金融教育も含めた資産形成に関する戦略の策定を明記。また、本年3月には、「基本的な方針」を閣議決定し、金融教育を受けたと認識する人の割合を米国並み（20%）にするなどの方針が示された。
- ◆ 一方、海外主要国では、2020年の英国、2021年のフィンランド、カナダ、2022年の豪州など、金融教育に係る戦略等を相次いで公表。各国は同戦略をベースに、金融教育に関する取り組みを進めており、結果として、わが国よりも国民の金融リテラシーを高い水準で維持。
- ◆ 海外主要国の金融リテラシー向上に向けた特徴的な取り組みは、以下の通り。
 - [英国] 金融教育の質を担保する認証マーク制度の活用、モバイルウォレット等新サービスの金融教育への組み込み、金融教育プログラムへの補助金の提供。
 - [フィンランド] ゴールオリエンテッドな教育体系の整備、ライフステージに応じた金融教育機会の提供、ゲーム要素を取り込んだツール活用、補助金の提供。
 - [カナダ] 消費者への金融商品（プロダクト）に関する適切な情報提供、自発的な行動を促す「行動デザイン」をベースとした取り組み。
 - [豪州] 金融教育に係る各主体が連携するネットワークの形成、金融教育におけるターゲット層設定・優先順位明確化、企業型確定拠出年金（Superannuation）に関連したイニシアチブへの取り組み。
- ◆ これらの海外事例を踏まえ、わが国として以下の取り組みを進めていく必要。
 - ① 機構設立により、金融教育推進に責任を負う組織が明確化。今後は、機構を軸にしたネットワークの構築、政策の優先順位付け、ターゲットの設定が課題に。
 - ② 多様な形で金融教育を提供する必要あり。行動経済学を活用したツールの実装や、ゲーム要素を取り込んだ金融教育ツールの活用等を推進すべき。
 - ③ 金融教育の質の担保を目的に、機構が各種の金融教育ツール等を認証する事業に取り組むことも一案になり得る。また、国際金融都市の実現に取り組む地方自治体も含め、金融教育プログラムへの補助金を導入することは検討課題。

日本総研『Viewpoint』は、各種時論について研究員独自の見解を示したものです。

本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・野村拓也宛にお願いいたします。

Tel : 080-3410-3420

Mail : nomura.takuya.u8@jri.co.jp

[「経済・政策情報メールマガジン」](#)、[「X（旧 Twitter）」](#)、[「YouTube」](#)でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。



1. はじめに

わが国では、少額投資非課税制度（NISA）の拡充などを受けて資産形成に対する注目度が高まるなか、金融教育の重要性が改めて意識されている。一方、海外では、わが国に先行して金融教育に係る戦略等を策定・推進している国も多数存在しており、わが国として参考にすべき特徴的な取り組みも多くみられる。そこで本稿では、そうした国々での取り組みを踏まえ、わが国の金融教育の推進・充実のために求められる政策の方向性について検討する。

2. 金融教育に係る戦略

わが国では、2022年11月に公表された「資産所得倍増プラン」のなかで、「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」が取り組みの柱の1つとして打ち出された。同プランでは、金融教育の充実に向けて、①「金融経済教育推進機構(以下、機構)」の設立、②官民一体となった金融経済教育の実施¹、③金融教育も含めた資産形成支援に関する戦略の策定、を行うと明記され、本年3月には、③について、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下、基本的な方針)」が閣議決定された。この基本的な方針では、金融経済教育に関する様々な取り組み²を通じて、2028年度（令和10年度）末を目途に、「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」を米国並みの20%にするという目標が示された。

このようにわが国では、金融教育を強化する方針が示された一方、海外主要国においても、近年、金融教育に関する戦略が相次いで策定されている(図表1)。

(図表1) 主要国において策定された金融教育に係る戦略

年月	国名	公表主体	公表物
2020年1月	英国	政府外郭団体	The UK Strategy for Financial Wellbeing 2020-2030
2020年9月	米国	専門委員会	National Strategy for Financial Literacy 2020
2021年1月	フィンランド	中央銀行	Proposal for a national strategy to promote financial literacy in Finland
2021年4月	ニュージーランド	政府外郭団体	Strategy for Financial Capability (2021-2024)
2021年7月	カナダ	金融消費者庁	National Financial Literacy Strategy 2021-2026
2021年9月	オーストリア	財務省	National Financial Literacy Strategy for Austria
2022年1月	スペイン	監督組織等(注)	2022-2025 Financial Education Plan
2022年2月	ポルトガル	国家カウンスル	National Plan for Financial Education 2021-2025
2022年2月	豪州	連邦政府	National Financial Capability Strategy

(資料)各公表主体を基に日本総合研究所作成

(注)証券取引員会、中央銀行、経済デジタルトランスフォーメーション省

¹ 金融経済教育推進機構が中心となって、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催を行う方針。

² 具体的に、長期・積立・分散投資の意義の普及・啓発、金融トラブルから身を守るため仕組み構築・知識習得、消費者教育・社会保障教育との連携、職域で金融教育実施、学校等教育現場のサポート、機構の活動を通じて教育活動を抜本的に拡充、といった取り組みの方向性が示されている。

具体的にみると、2020年には英国や米国、2021年にはフィンランド、ニュージーランド、カナダ、オーストリア、2022年にはスペイン、ポルトガル、豪州が、それぞれ戦略を公表しており³、それをベースに、金融リテラシー向上に資する取り組みが進められている。その結果、金融広報中央委員会の「金融リテラシー調査」にみられるように、わが国よりも高い金融リテラシーの水準を維持している(図表2)。

(図表2) 海外主要国の金融リテラシーの国際比較

調査名 (調査組織、公表年)	基準	調査項目 (調査対象)	国				
			日本	米国	英国	ドイツ	フランス
「金融リテラシー調査」 (金融広報中央委員会、2022)	金融関連 問題正答率 (6問平均)	金融知識 (大人)	47	50	-	-	-
	金融関連 問題正答率 (5問平均)	金融知識 (大人)	59	-	60	68	67

(資料)金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2022年)」を基に日本総合研究所作成

3. 海外主要国における金融教育に関する特徴的な取り組み

以下では、金融リテラシー向上に向けた海外主要国における特徴的な取り組みとして、英国、フィンランド、カナダ、豪州の事例を紹介する。

(1) 英国

英国では、金融教育に係る取り組みを主導する政府外郭団体 MaPS (The Money and Pensions Service) が、金融ウェルビーイング(金融面の幸福・充足)の実現に向けて、「2030年までに有意義な金融教育を受ける子どもと若者を現行(2020年)対比200万人増やす」というKPIを設定し、下記のような取り組みを進めている。

[認証マーク制度]

金融教育の質を担保する方法の1つとして、「Financial Education Quality Mark」という認証マークが活用されている。この認証マークは、MaPSからの資金提供を受けて、政府公認のチャリティー団体 Young Enterprise が運営するもの⁴であるが、官民を含めた様々な主体の金融教育を評価し、適切なものを認証する取り組みである。同認証を取得するためには「体系だった学習機会が用意されているか」、「若年層に魅力的なコンテンツになっているか」といった複数の要件を満たすことが求められる。また、制度改正等を踏まえて内容をアップデートするといった条件を満たさなければ、認証の更新時に高い手数料が課されるなどの仕組みもあり、金融教育の質の担保に寄与している。

³ 2023年以降は、主要国において、金融教育に係る戦略は公表されていないものの、アイルランドでは、財務省が戦略策定に向けて、金融教育に係る質問表を公開したうえで、期限(2023年9月15日)付きで関係者からのインプットを募集(2024年4月時点では正式な戦略の公表は未済)。また、ポルトガルは2022年に戦略を公表しているが、2023年4月には、OECD及びEUからポルトガル中銀に対して、金融教育に係る「提案」という位置付けの文書が公表されている。

⁴ 「Young Money」のブランドで運営されている。



[新たなサービスの金融教育への組み込み]

テクノロジーの進展により生み出される新たな金融サービスに関する情報も、金融教育に取り入れられている。例えば、モバイルウォレットやQRコード決済、さらには暗号資産など、多様なキャッシュレス決済手段が普及するなか、こうした新たな決済手段に関する情報を、とりわけデジタルネイティブな若年層への金融教育に組み込んでいくことが求められている。この点、英国では、イングランド銀行等⁵が開発した「Money & Me」や、大手金融機関 NatWest が提供する「MoneySense」といった金融教育に関するツールのなかで、7～11歳といった初等教育期間の後期から、キャッシュレス決済に関する知識が身につけられるようになっている⁶。

[補助金の提供]

限定的な範囲ではあるが、MaPS が金融教育プログラムに対する補助金を提供していることも特徴的な取り組みと言える。例えば2023年には、教師向け研修の拡充や、弱い立場にある子どもや若者に対する支援といった金融教育関連のプロジェクトを対象に補助金が支給されている⁷(図表3)。

(図表3) MaPSによる金融教育プログラムへの補助金

名前	Improving Financial Wellbeing through Teacher and Practitioner Training and Targeted Provision (教育者等の研修や特定の施策を通じた金融ウェルビーイングの改善)	
提供組織	MaPS(Money and Pensions Services)	
補助金の目的	(A)教師向け研修の拡充	(B)弱い立場にある子どもや若者への備えの整備
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> Just Finance Foundation (Church Urban Fund子会社) National Literacy Trust Young Enterprise Northern Ireland Young Enterprise 	<ul style="list-style-type: none"> Just Finance Foundation (Church Urban Fund子会社) NCFE/Campaign for Learning(NCFEの一部)/Anna Freud Centre Quaker Social Action and St Christopher's Fellowship
実施時期	2023年3月～	

(資料)MaPSを基に日本総合研究所作成

⁵ イングランド銀行、教師向けオンラインリソースプラットフォームのTES社、国民的な子供向けコミック Beano が共同開発した。

⁶ 「Money & Me」では、初等教育後期の児童向けに、クレジットカードや暗号資産、デジタルマネー、電子決済等について学ぶ「新しいお金」というコンテンツがある。また「MoneySense」では、8～12歳の児童向けに、クレジット/デビットカード、デジタルウォレット、オンラインバンキングなど、「支払い手段の種類」を学ぶコンテンツがある。

⁷ またMaPSは、2018～2019年の「What Works Programme」という取り組みのなかで、チャリティー団体、大学等の教育機関、その他研究機関、業界団体、非営利団体等による65プログラムに対して、合計1,130万ポンドを補助金として提供したことがある。

(2) フィンランド

フィンランドでは、金融教育に関する戦略のなかで、国民は金融面の「知識はあるものの行動が伴っていない」という課題があると指摘したうえで、金融リテラシーの向上が、「この国の経済主体に幸福をもたらし、不平等や排除を軽減する」ことに不可欠としている。同戦略では、適切な金融行動を促す施策⁸を含め、下記の取り組みが示されている。

[ゴールオリエンテッドな教育体系]

フィンランドでは、「国民の金融リテラシーを2030年までに世界最高にする」というビジョンが掲げられており、その実現に向けて、金融教育が体系的に整備されている。具体的に、個人が日常的に関わる金融トピック(支出、家計プランニング、購買、借入、貯蓄・投資、保険など)について、目指すべき行動や姿勢を「ゴール」としたうえで、それがどの程度達成されているかを判断するための基準として「サブゴール」が設定されている。一例として、「家計のプランニングを行動づける」というゴールの場合、「少なくとも半数が毎月の家計の予算を立てることが出来る」ことをサブゴールとする、といった形となる。このように、目指す方向性を設定したうえで、そのために実現すべき項目を明確化するというゴールオリエンテッドな教育体系を整備することで、実際の金融行動につなげていこうとしている。

[ライフステージに応じた金融教育機会の提供]

金融行動を促すためには、適切なタイミングでの金融教育の提供が重要との考えのもと、幼少期・学齢期、成人期、退職年齢期といったライフステージに応じて金融教育を提供している。具体的に、幼少期・学齢期であれば保育園やクラブ、習い事や趣味の場など、成人期であれば職場、子どもの診療所、社会福祉サービス事務所など⁹、学校や教育施設といった座学中心の教育の場でないところでも、金融教育が受けられるようになっている。

[ゲーム要素の取り込み]

金融リテラシーを向上させる手段の1つとして、「ゲーム」の活用が挙げられている。これは、金融に関する知識や情報を習得したり、金融イベントや金融行動を疑似的に体験したりするために、ゲームの要素を取り込んだ金融教育ツールを提供するというものである。同国では、このようなツールが既に多数存在しており、フィンランド中銀もその一部をリストアップしている。例えば、大学生を対象とした「Taloustandem」というアプリ¹⁰では、仮想の学校生活をシミュレーションし、限られた予算の中でどのように優先順位を付けて支出するかなど、金融に関する意思決定を行う、そのうえで、その意思決定の内容によってスコアを付けるとともに、それを大学での学習にリンクさせている。また、「Economic Guru」というイベント(コンテスト)では、金融に関する筆記試験やディベートを実施したうえで、優勝者には国内の大学の入

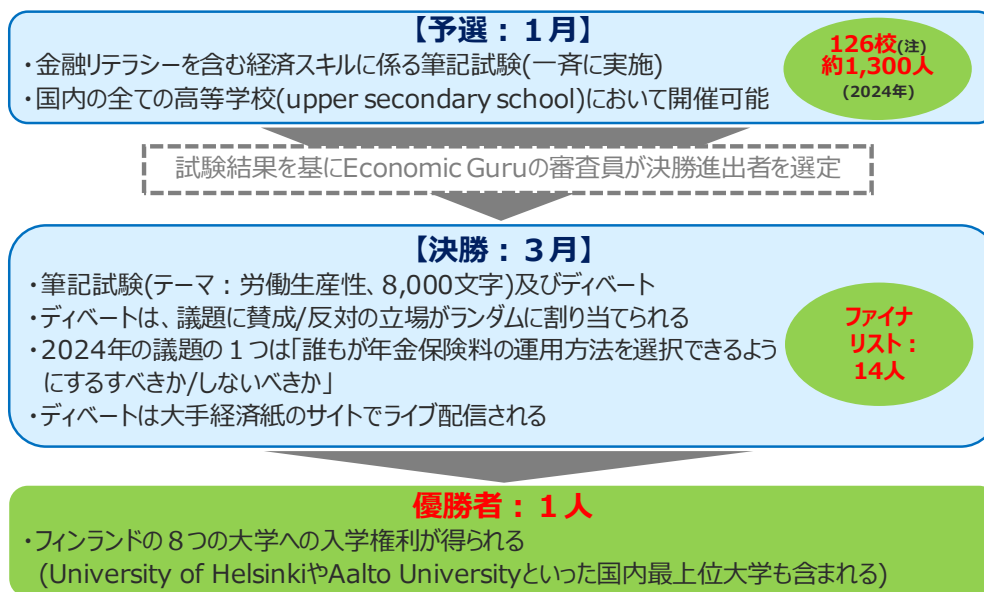
⁸ 具体的に、「ゴールオリエンテッドな教育体系」、「ライフステージに応じた金融教育機会の提供」、「ゲーム要素の取り込み」は、金融行動を促すものと整理されている。

⁹ 子どものいる世帯が、ライフプランニングに関する情報を含めた金融教育を受けられる場所として、子どもの診療所の活用が検討されている。また、社会サービス事務所とは、関連サービスを受けたり、手続きを行ったりする場所。公的な福祉制度が充実している同国では、こうした場所を訪れる機会も相応にあり、金融教育を提供できる場所のひとつになっている。

¹⁰ ウェブアプリとスマートフォン向けアプリが存在する。

学資格が与えられる(図表4)。このように、主に若年層の金融リテラシー向上や、金融教育に係る心理的なハードルを下げる観点から、ゲームの要素がうまく取り入れられている。

(図表4) Economic Guru の仕組みと参加者



(資料)FINANCE FINLAND を基に日本総合研究所作成
(注)フィンランド全体では約 380 校の高等学校が存在している

[補助金の提供]

フィンランドにおいても、金融教育の研究、提供を担う研究機関や非営利団体を支援するための補助金が導入されている。具体的に、2023年に導入された「金融リテラシー向上に係るプロジェクトに対する補助金」では、金融リテラシー向上に資する調査研究を促進するため、業界団体や各種基金、研究機関・研究者等を対象に(民間企業は原則対象外¹¹)、2024年までに最大65万ユーロが提供されることになっている。

(3) カナダ

カナダでは、カナダ金融消費者庁(FCAC: Financial Consumer Agency of Canada)を中心に、消費者の金融レジリエンス(家計の健全性)確保の観点から、以下のような取り組みが進められている。

[金融商品(プロダクト)に関する適切な情報提供]

金融商品(プロダクト)に関する情報は、個人にとっては難しいものが多く、情報量も多いため、商品・サービスの選択にあたり、間違っただけの選択をする恐れがある。そのため、金融機関に対して、専門的な用語の排除、金融商品に関する説明資料や広告の簡素化、映像やアニメーションの活用、これらの取り組みに係るベストプラクティスの共有など、消費者が理解しやす

¹¹ 対象組織・対象者との協業プロジェクトであれば対象となる。



い形での情報提供を求めている。また、金融商品・サービスの購入を検討している時など、学習機会として消費者が最も受け入れやすいタイミング（ジャストインタイム）で、情報を提供すべきとしている。

【「行動デザイン」をベースとした取り組み】

資産形成等に関して、カナダでは「行動デザイン」をベースにした取り組みが重要との認識が示されている。「行動デザイン」とは、規制等を通じて行動を強制するのではなく、消費者自身が自発的に金融行動に係る意思決定を行うようにするため、周辺環境を整備する（インセンティブを付ける）という考え方である。具体的に、確定申告によって得られた税金の還付を貯蓄に振り向けるように促す仕組み「Refund to Savings」や、クイズ等を通じて、老後に備えた貯蓄のあり方、債務返済の効率化といった資金計画を策定するように促すモバイルアプリ「Budgeting」の開発、といった事例が挙げられる。

【補助金の提供】

カナダでは、金融教育に係るプログラムへの補助金として、国が提供するものに加え、州政府が提供するものも存在する。国による補助金では、低所得者の金融リテラシーを向上させるためのプログラムを対象としている¹²。また、カルガリーやエドモントン等が含まれるアルバータ州では、州が独自に提供する「Financial Literacy Grant」という補助金が用意されており、中高生向けの金融教育プログラムを対象としている（図表5）。国と州政府という多様な主体が補助金を提供することで、金融教育に係る幅広い取り組みを支援している。

（図表5）カナダアルバータ州の金融教育プログラムへの補助金

名前		Financial literacy grants (金融リテラシー補助金)	
提供組織		アルバータ州	
対象団体		Enriched Academy (民間オンラインベース・プログラム)	Canadian Foundation for Economic Education (NPO、1974年創立)
補助 金額	2021年	70万カナダドル	30万カナダドル
	2022～ 2024年	90万カナダドル/年	50万カナダドル/年
金融教育プログラムの内容		家計管理、予算策定、非課税貯蓄口座制度(Tax-Free Savings Account; TFSA)、クレジット、学生ローンなど	

(資料)アルバータ州を基に日本総合研究所作成

¹² 2022年の8月時点で、11プログラムに合計1,160万カナダドルを提供。



(4) 豪州

豪州では、金融に関する意思決定を行うために不可欠な知識やスキル、自信といった「金融ケイパビリティ」を強化することが重要としたうえで、そのために、以下のような取り組みを行っている。

[各主体による連携 ～「金融ケイパビリティ・コミュニティ」]

国民の金融ケイパビリティを強化するため、①連邦政府、②州/自治区政府、③大学（アカデミア）やシンクタンク（リサーチ組織）、④金融サービス事業者、⑤その他金融サービス提供者¹³、といった主体が、「金融ケイパビリティ・コミュニティ」として相互に連携してネットワークを形成し、情報やリサーチ等を共有している。具体的に、同コミュニティでは、③の大学やシンクタンクが調査研究を行い、そこから得られた知見を活用して、①の連邦政府や②の州/自治区政府が、実際の政策に落とし込んだり、④の金融サービス事業者や⑤のその他金融サービス事業者が、顧客に対する情報提供に活用したりしている。

[ターゲット層の設定と優先順位の明確化]

豪州では、金融教育のターゲット層として、①若年層、②女性、③退職者層、④先住民、が重視されている。なかでも、①の若年層については、これまでの政府の取り組み（コンテンツ、情報提供の媒体等）がニーズに合致していないとの調査結果があったこともあり、金融ケイパビリティ強化にあたって優先的な対象とされている。こうした若年層については、保護者が果たすべき役割が大きくなることから、保護者を対象とした取り組みも推進していくべきとの方針が示されている¹⁴。

[企業型確定拠出年金に係る取り組みの実施]

豪政府では、国税庁を中心に、国民の経済的・社会的ウェルビーイング向上の観点から、税負担の軽減にもなり得る企業型確定拠出年金（Superannuation）の活用を促進している（次頁図表6）。例えば、国税庁が提供している「Tax, Super + You」は、動画やクイズ等を通じて Super に関する若年層の理解を深め、老後に備えた金融面での行動を促している。

¹³ 金融に関するカウンセリングやトレーニングのプログラム等を提供する組織であり、金融サービス事業者ではなく、チャリティー団体や非営利組織が該当する。

¹⁴ なお、若年層に次ぐターゲット層である②女性、③退職者層、④先住民に優先度の差はないが、全国金融ケイパビリティ調査等においては、女性が金融面で不利な環境に置かれていることが示されているため、女性の金融面での保障の確保や、金融面での虐待の防止に係るイニシアチブにも注力している。

(図表6) 豪国税庁による Superannuation(表中では Super)関連の取り組み例

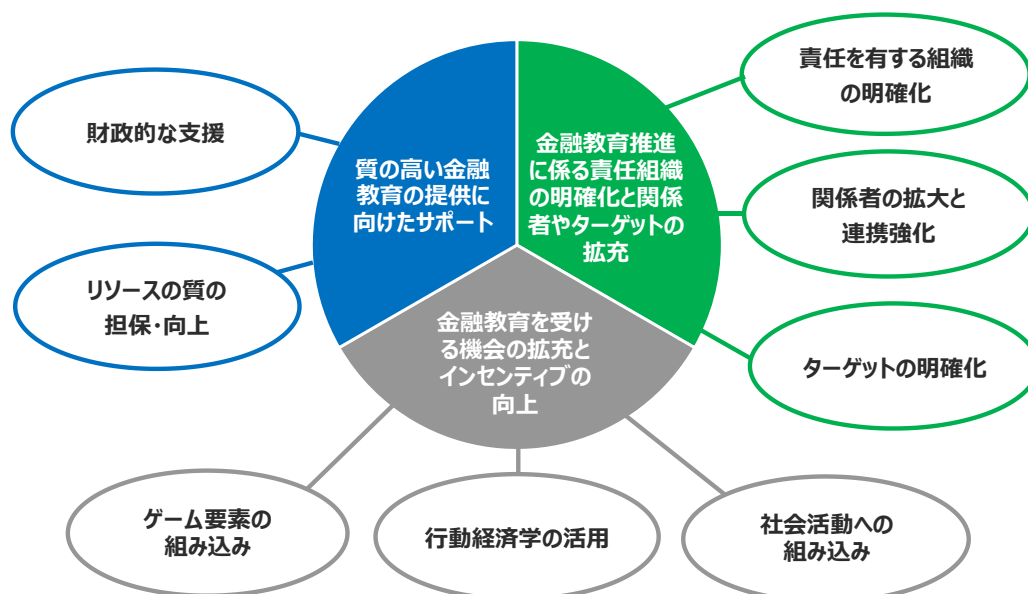
施策名	ターゲット	内容
Boosting your Super campaign	全体	Superにおける選択肢/結果の認識・理解の向上する取り組み
Your Future Your Super Project	全体	Superの運用パフォーマンス比較に関する取り組み
Tax, Super + You	若年層	税・Superに関する学習システム(動画・クイズ等)
Paying it forward	若年層	金融ウェルビーイング等(主に税・Super)を焦点とした取り組み
Teacher professional development	若年層	税・Super関連のオンライン専門能力開発コース(教員向け)
Tax Help program	低所得者等	確定申告提出を支援するフリーツール提供
Small Business Program	中小企業	ビジネスオーナーの税・Superの知見向上に係る取り組み
Migrant education	移民	移民への税・Superの教育ツール(資料、動画等)提供

(資料)ATOを基に日本総合研究所作成

4. わが国の金融教育に求められる方向性

わが国における金融教育については、基本的な方針が示されたほか、推進組織として金融教育推進機構が新設されるなど、大きく進展している一方、具体的な施策については、依然として不明確なものも多い。こうしたなか、本稿で紹介した海外主要国の事例からは、今後、わが国が具体的な施策を検討するにあたって、多様な示唆を得ることができる。具体的には、①金融教育推進に係る責任組織の明確化と関係者やターゲットの拡充、②金融教育を受ける機会の拡充とインセンティブの向上、③質の高い金融教育の提供に向けたサポート、の3点である(図表7)。

(図表7) わが国の金融教育推進に求められる方向性と取り組み



(資料)各種情報を基に日本総合研究所作成



（１）金融教育推進に係る責任組織の明確化と関係者やターゲットの拡充

まず、「金融教育推進に係る責任組織の明確化と関係者やターゲットの拡充」については、①金融教育に関する施策の検討・推進に関して責任を有する組織を明確化する、②施策に関わる関係者を拡大するとともに連携を強化する、③金融教育のターゲット層を明確化する、といった取り組みが挙げられる¹⁵。

わが国では、前述の金融教育推進機構が、「適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進すること」を目的として設立されるなど、金融教育に関して責任を有する組織がある程度明確化されたと評価できる。もっとも、同機構は立ち上がったばかりであり、各ステークホルダーとのネットワーキングはこれからという段階である。金融ビジネスの裾野の広さや発展可能性等も踏まえれば、同機構の前身のひとつである金融広報中央委員会¹⁶のように、限られた範囲（金融当局、中央銀行、業界団体、アカデミア等）での連携にとどまるのではなく、決済・貸金・保険分野等のフィンテック事業者、金融詐欺防止に関わりのある消費者団体、現役世代の資産形成を担う企業年金基金など、よりフォーカスを広げてネットワークを形成することが重要となる。また、わが国では、学生に対する金融教育の充実が重要視されている一方、それ以外の層に対する方針の策定や優先順位付けは十分ではない。海外主要国では、子どもの教育に関して最も影響力のある保護者や、リテラシーギャップのある層に対する金融教育支援を強化する方針が示されているといった事例も踏まえ、わが国においても、ターゲットをより明確にしていくことが必要となる。

（２）金融教育を受ける機会の拡充とインセンティブの向上

２点目の「金融教育を受ける機会の拡充とインセンティブの向上」については、①金融教育の社会活動への組み込み、②行動経済学の活用、③ゲーム要素の取り込み、等を通じて、効果的に消費者にアプローチすることが求められる¹⁷。

わが国の金融教育は、学校教育や企業等の職域を介して提供することが主要な方策として検討されているが、金融教育提供に余力や関心のない中小・零細企業等の従業員、自営業者、フリーランス、未就業者など、現状では、金融教育が十分に受けられないと見込まれる層も存在する。こうした人々に対して、金融教育の機会を提供するため、消費者が健康診断で利用する病院や社会福祉サービスを提供する行政関連事務所など、金融教育を提供する場所を多様化していくべきだろう。

また、前述の「資産所得倍増プラン」では、金融教育充実のために「行動経済学の知見を参考にする」としているほか、金融庁や金融広報中央委員会も、行動経済学の金融教育への活用

¹⁵ ①については、英国のMaPSやカナダのFCACといった金融教育推進に係る中心的な組織が、②については、豪州の金融ケイパビリティ・コミュニティといったステークホルダーのネットワークが、③については、豪州の保護者世代あるいは若年層・女性といった金融教育のターゲット設定が、海外主要国の事例となる。

¹⁶ 同委員会は、その事業を2024年8月以降に金融経済教育推進機構に移管し、同年10月31日をもって解散する。

¹⁷ ①については、金融教育をライフステージ別かつ多様な場所で提供する方針であるフィンランドの取り組みが、②については、自発的な意思決定を促す行動デザインをベースにしたカナダの取り組みが、③については、娯楽として認識され、プレイする動機が付与されるフィンランドのゲーム要素を組み込んだツールが、海外主要国の事例となる。

を、従来から研究対象としている¹⁸。もっとも、カナダ等での取り組みのように、実際のツールに落とし込んでいるケースは限られており、わが国でも行動経済学を活用したツールを実装していくことが求められる。加えて、わが国では、ゲーム要素を取り込んだ金融教育ツールは、民間セクターによって開発されるケースが多い。金融教育に無関心な層を惹き付けるためにも、行政サイドがゲーム要素を取り込んだ金融教育ツールを開発・提供したり、民間セクターで開発されたツールを情報提供等に積極活用したりすることも検討に値するだろう。

（3）質の高い金融教育の提供に向けたサポート

3点目の「質の高い金融教育の提供に向けたサポート」については、①質を担保・向上させるための枠組みの整備、②補助金等の財政的な支援、を通じて、金融教育の開発・普及に係る課題を取り除いていくことが必要となる¹⁹。

わが国に限らず多くの主要国において、多種多様な金融教育関連の情報やサービスが存在しており、利用者（消費者）が、それらを吟味し、自らの状況に合わせて適切に選択することは、極めて困難な作業である。そうした意味で、わが国においても、金融教育の質を担保するためのシステムや枠組みを導入することを検討すべきであろう。例えば、英国の認証マーク制度の事例を参考に、機構において、金融教育に関する認証を行うことも一案になる。

加えて、より高度な金融教育ツールの開発のために、わが国においても、金融教育プログラムを対象とした公的な補助金の導入も検討課題となる。海外ではカナダのアルバータ州のように地方自治体²⁰が補助金を設定している事例があることを踏まえれば、国際金融都市の実現に取り組んでいる東京都、大阪府・市、福岡市、札幌市といった地方公共団体が、金融リテラシーの向上に資する独自の補助金を導入することも考えられる。

5. おわりに

2,100兆円を超えるわが国の家計金融資産を有効に活用するためにも、個人の金融リテラシーの向上は極めて重要となる。新NISAの開始も相まって、足元で金融教育が注目されてはいるものの、個人の金融リテラシーを高めていくには、長期にわたる地道な取り組みが欠かせない。本稿で示したように、海外主要国の金融教育に係る取り組みやそこから得られる示唆を踏まえ、新設された金融教育推進機構を中心に、金融当局や中央銀行、民間金融機関やフィンテック事業者、研究機関、そして一般企業など、幅広い関係者が協力・連携しながら、国全体として金融教育を推進していくことを期待したい。

以 上

¹⁸ 例えば、金融庁の金融研究センターは2016年に「行動経済学の金融経済教育への応用—行動バイアスからマインドセット・バイアスへ—」を公表しているほか、金融広報中央委員会は2012年に「行動経済学の金融教育への応用の重要性」を公表している。

¹⁹ ①については、英国の認証マーク制度の設定が、②については、英国やフィンランド、カナダで提供されている各種補助金が海外主要国の事例となる。

²⁰ また、米国ではワシントン州が現行で、ウィスコンシン州やバーモント州も2020年代前半に補助金を提供。

<参考文献>

- Bank of England (2022) "Financial education in a digital world"
<https://www.bankofengland.co.uk/quarterly-bulletin/2022/2022-q1/financial-education-in-a-digital-world>
- Money & Pensions Service (2020) "The UK Strategy for Financial Wellbeing"
<https://moneyandpensionservice.org.uk/uk-strategy-for-financial-wellbeing/>
- Young Enterprise "Financial Education Quality Mark"
<https://www.young-enterprise.org.uk/teachers-hub/financial-education/support-training/the-quality-mark/>
- Australians Government [2022] "National Financial Capability Strategy 2022"
<https://www.financialcapability.gov.au/strategy-2022>
- Financial Consumer Agency of Canada [2021] "Make Change that Counts : National Financial Literacy Strategy 2021-2026"
<https://www.canada.ca/en/financial-consumer-agency/programs/financial-literacy/financial-literacy-strategy-2021-2026.html>
- Bank of Finland [2021] "Proposal for a national strategy to promote financial literacy in Finland"
<https://publications.bof.fi/bitstream/handle/10024/43725/Talousosaamisen-strategia-FI.pdf?sequence=1&isAllowed=y>
- 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査（2022年）」
- 内閣官房「資産所得倍増プラン」
- 金融庁「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」